

B5-S2

令和3年(け)第63号

決 定

申立人 今井 豊

上記の者からの付審判請求棄却決定に対する抗告申立事件について、令和3年10月6日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、申立人から異議の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

本件異議申立ての趣旨は、申立人作成の「異議申立書兼趣意書B5」と題する書面に記載されたとおりであって、要するに、申立人による付審判請求棄却決定に対する抗告を棄却した原決定は誤っており、刑訴法419条に違反するから、原決定を取り消し、さらに相当の裁判を求めるというものである。

一件記録によれば、申立人がした前橋地方裁判所裁判官渡邊和義を被疑者とする付審判請求事件について、前橋地方裁判所が、令和3年7月20日、請求棄却決定をし、東京高等裁判所が、同年10月6日、申立人による抗告を棄却する決定をしたこと、これに対し、申立人が、刑訴法428条2項に基づき本件異議の申立てをしたことが認められる。

そうすると、原決定は、高等裁判所が抗告審としてした決定であって、刑訴法428条2項により異議の申立てが許される決定にあたらないことは明らかであるから、本件異議の申立ては不適法である。

よって、刑訴法428条3項、426条1項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年10月13日

東京高等裁判所第12刑事部

裁判長裁判官 田 村 政 喜

裁判官 市 川 太

裁判官 室 橋 雅

これは謄本である。

令和3年10月14日

東京高等裁判所第12刑事部

裁判所書記官 小寺 隆志

